

全国生協の 2014 年度活動まとめと 2015 年度活動方針

I 2014年度活動まとめ

1. まとめの基調

(1) 2014年度の位置づけ

第12次（2020年ビジョン第1期）全国生協中期計画（2013～15年度）は、2020年ビジョン・アクションプランの具体化を図る第I期計画として策定されました。

2014年度は中期計画の2年目となり、目標達成に向けて道筋をつけていく年として位置づけました。地域生協の組合員数は、2013年度に初めて2,000万人を超え、2,059万人となりましたが、引き続き日本全体の世帯数も増え続けているため、世帯加入率の伸びは、2010年度35.2%から2014年度36.2%と、緩やかなものとなっています。

(2) 全国生協の2014年度の特別課題

2014年度のまとめでは、特別課題を中心に、①消費税増税対応の振り返り、②コープ商品の商品力強化・ロイヤリティ向上の取り組みや、組合員参加の広がりの実績、③地域づくりへの参加など地域の課題へ向き合ってきた実績について評価を行い、次年度方針に向けてより深めていく必要があります。

（課題1）暮らしと事業経営の危機に対する取り組み

消費税増税に対応し、商品事業を通じた組合員の暮らしへの応援を強化して取り組んできました。消費税増税対策に1年前より取り組み、CO・OP商品では、商品見直しと特別対策費の活用などを行いました。

総事業高は、消費税増税による落ち込みから回復し、前年比100.5%となりました（2014年度推計）。しかし、都市部と地方との経済や所得の格差が拡大しており、地方の生協の経営にも影響が出ています。

社会保障政策検討委員会の最終報告をもとに、社会保障に関わる学習、国への働きかけを進めています。消費税増税に関わって「全食料品への軽減税率¹導入」などの逆進性対策について、意見表明を行いました。

（課題2）コープ商品の商品力強化・ロイヤリティ向上の取り組み

組合員参加の商品活動を広げ、2014～15年度で、全国200万人以上の商品に関わる組合員参加をめざして取り組みを進めています。コープ商品へのロイヤリティ向上をめざす全国キャンペーン（ラブコープキャンペーン）を展開し、各生協で取り組みがスタートしています。2014年6月には、「ひろげようラブコープ～組合員のつどい」を開催し、44生協314人の組合員・役職員が参加しました。

地域の様々な機会に、コープ商品とふれあう場を増やし、生協とコープ商品に対する信頼と利用の輪を広げる取り組みを進めてきました。フェスティバルなどイベントの開催、商品総選挙、組合員の声をまとめた事例集やデータベースの作成、SNS²上でのコープ商品

¹ 特定の品目における課税率を、他の品目に比べて低く定めること。

² ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略称。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。代表的なものに、Facebookやmixiなどがある。

を介したコミュニケーションなど、様々な取り組みが広がっています。2014年3～9月に全国で約110万人の組合員が、こうした取り組みに参加しました。

CO・OP商品が組合員の期待に応え、支持され続けられるよう、CO・OP商品ブランド刷新に向けた取り組みを進めました。

シニア世代への対応では、配食事業の展開、冷凍弁当や健康シリーズ商品の開発、働く女性への対応では、簡便性や利便性を高めた商品開発、料理キットの供給などが取り込まれました。

（課題3）東日本大震災被災者支援と地域社会づくりへの参加

東日本大震災被災者支援、とりわけ福島を支援する活動と事業が継続して進められ、被災者の生活再建に向けてのボランティア活動や募金呼びかけ、事業を通じた支援活動などが行われました。被災地から離れた生協の地元でも、組合員による多様な活動が行われました。

2014年度「つながろう CO・OP アクションくらし応援募金」は、1億162万円が寄せられました（2015年3月末現在）。その中で「福島の子ども保養プロジェクト」は、4,895万円の募金が集まりました。

ボランティア活動への参加はのべ1万1,000人、活動への参加はのべ4万4,000人ありました（2015年3月末現在）。「福島の子ども保養プロジェクト」は、56企画、のべ1,955人の参加がありました（2015年3月末現在）。

被災された方の生活環境の回復・整備、県内外の事故被害者の支援、県外へ避難されている人への避難地における支援など、被災者支援のための社会的な枠組み、制度や運用の強化・拡充を求めています。被災地の県連からの呼びかけで始まった被災者生活再建支援制度の拡充を求める署名は、全国で56万筆を超えました。

広島の局地的な大雨など、全国各地の自然災害の被災者への支援に取り組みました。

引き続き地方行政との災害協定や見守り協定の締結、消費者行政への参画や、他団体との交流・連携を深め、地域の中で積極的な関係づくりを進めてきました。

災害時における地方自治体との物資協定は693件、46都道府県629市区町村と締結されました（2015年4月15日現在）。地方自治体および社会福祉協議会との見守り協定は、26都道府県745市区町村33社協と締結されました（2015年3月末現在）。見守り活動の中では、組合員や地域の高齢者の異変に気づき、すぐに連絡して助かった事例や、高齢者の消費者被害の防止に役立った事例など、様々な事例が生まれています。

2. 2014年度の課題別到達状況

(アクションプラン1) ふだんの暮らしへの役立ち

(課題4) 食品の安全と品質保証

2013 年末に発覚した冷凍食品への農薬混入事件を踏まえ、改めて自分たちの重大事故(事件)を見直し、食品の安全強化に向けて取り組みを進めました。「商品事故クライシス連携マニュアル」が策定されました。また、「商品お申し出対応・事故対応連携強化委員会」を設置し、会員生協とともにお申し出の受付段階、情報統合による重大事故の予兆把握の重要性を確認しました。クライシス対応における行動基準を明確にするために、会員生協や県連との迅速な情報共有や被害の拡大防止に向けて取り組みました。

予防措置として食品防御対策ガイドラインと FSSC22000³ (食品安全マネジメントシステム) の取引先への普及を進めました。

NB (ナショナルブランド) 商品を含めた事故情報について、全国の生協で情報共有を進め、予兆認識 (重大事故の早期発見) の強化に取り組みました。お申し出の受付や聞き取り用紙などの標準化を進め、初期段階での事態把握を強めました。

(課題5) ITを活用した事業展開

ITを活用した宅配受注基盤の改善が進みました。インターネット注文ではスマートフォン、タブレット対応や過去の利用履歴や関連商品の利用からのレコメンド (商品おすすめ) の取り組み、テレビを使った注文システム、個人別に商品チラシや注文書、納品書を刷りわけるバリアブルプリント⁴の取り組みが進みました。個人別クーポン発行などの店舗におけるIT活用、受注やお届けのマルチチャネル化、マーケティングオートメーション⁵などの研究や実践も進みました。インターネットを通じて加入手続き・口座登録・加入時出資金の決済を行うWeb加入システムが稼働しました。

事業連合の場を中心にシステム共同化によるコスト削減が進みました。また、宅配システムの共同化やインターネット・マーケティング、データ分析、お問い合わせ対応、などの分野では、会員・事業連合を超えてシステム共同化や取り組みの共有が行われました。

ネットスーパー⁶の取り組みは、4生協6店舗で行われました (2015年3月末現在)。

(課題6) 宅配事業

宅配の供給高は、前年比101.5%、うち個配供給高は前年比104.5%と伸長しました (2014年度推計)。

組合員数は、約2,059万人、前年比102.3%と伸長しましたが、生協によって加入目標の到達に差が出ています (2014年度推計)。拡大のツールとして、キャラクターを掲載した絵本などを活用した取り組みも広がっています。加入前のお試し利用について、約50の生協が員外利用許可の取得や検討を行いました⁷ (2013年度実績)。

利用組合員の定着の取り組みを進めています。eフレンズを含めて利用登録商品の充実や、

³ 食品安全マネジメントシステムの国際規格である ISO 22000 と、それを発展させたイギリスの規格 PAS 220 を統合し、国際食品安全イニシアチブ (GFSI) が制定したベンチマーク承認規格。

⁴ 一つの紙面パターンを多数印刷する際、1枚ごとに紙面の一部が差し替えられ、場合によってはレイアウトも一枚ごとに調整することのできる可変印刷。

⁵ 営業プロセスに至る前の見込み顧客のリストを整備し、興味関心を醸成し、営業可能なレベルにしてから営業プロセスへ引き渡すこと。

⁶ Web サイトで注文を受け、商品を配送するインターネット上のスーパーマーケット。

⁷ 「全国生協宅配事業 2013 年度の概況 (日本生協連事業支援本部)」より。2013 年 4 月 1 日、生協法施行規則 (厚生労働省) が改正され、宅配のお試し利用が員外利用可能とされた。

子育て世帯への配送料減免、OCRや利用明細書でのおすすめなどが取り組みられました。

宅配を担う職員の業務品質を高める取り組みを、配送委託会社と共に進めました。職員教育や組合員とのコミュニケーション強化などが取り組みられました。

定番・重点商品のサイクルと新たにくらし提案品の配置、価格訴求と価値訴求など、メリハリを持った売場構成（誌面構成）、商品配置が進みました。チルド・冷凍惣菜、料理キットなど、簡便性のある商品の充実に取り組みました。また、それらを支える物流基盤、システム基盤のコストと機能の改革が進みました。

配食事業は、48生協に広がり、10万食を超えました。また、アレルゲン対応、医療福祉生協との連携や自前の弁当工場の展開など、様々な取り組みが進みました。

（課題7）店舗事業

店舗の供給高は、前年比98.7%となりました（2014年度推計）。経常剰余率は、▲1.9%となっており、赤字の克服に向けて引き続き店舗改革の推進が必要です。

惣菜・生鮮部門の強化、営業力の強化、販売管理費の低減と労働生産性の向上など、店舗改革の取り組みを進めました。

既存店のリニューアルや新規出店、不採算店舗の対策などを計画的に進めました。

店舗で働く正規職員、パート職員の力を引き出し、組合員とともに活力ある店舗づくりを進めました。全国レベルでの交流や実践研究を行いました。

買い物支援のための移動販売車は、29生協で144台まで拡大しました（2015年3月末現在）。

（課題8）共済事業（くらしの保障事業）

共済事業は2013年度から加入推進の苦戦が継続し、2014年度の新規加入者数は、前年比93.8%、計画比87.3%となりました。一方で、満期継続や解約・失効などの既加入者数の要因が前年より改善していることにより、純増数は13万5,887人と、前年より557人上回ることができました。コープ共済連の2014年度の決算見込みは、支払共済金、事業経費とも予算を下回っており、経常剰余金は、前年比104.4%、予算比108.7%となりました。

2014年度は「共済推進力の向上・提案力の強化」に取り組み、各生協で生まれた様々な実践事例について全国の会員生協で共有化を進め、満期継続の取り組みの広がりにより満期継続率は3~6%改善しました。しかし、全体として克服すべき課題は残っています。

また、2015年度の加入業務改善に向けた準備や事務の業務品質向上とコスト構造改革に取り組み、会員生協とコープ共済連との共同事業の基盤強化の補強・重点化を進めました。

（課題9）福祉事業

福祉事業は、地域密着型サービスや高齢者住まい系サービス事業の新規展開などにより、2015年2月までの福祉事業収入は、前年比106%となりました。年度累計の見通しは、200億円、前年比106.9%となっています。また、年度累計の経常剰余率は▲2.0%で、前年差▲1.39ポイントの見通しとなっており、2012年度の介護報酬改定の影響継続と、新規投資に伴う経費増加が要因となっています。

職員の認知症サポーターは、約2万1,500人、キャラバンメイト（サポーター講師役）は、約1,500人となっています。

2015年度の介護保険制度改定に対応し、「地域支援事業」の担い手としての準備を行っています。地域支援事業をよりよい内容とし、生協も担い手となるため、地方自治体への訪問活動が30都府県で取り組まれ、約200自治体の訪問を行いました。学習会は全国70カ所、約4,000人の参加がありました。

(アクションプラン2) 地域社会づくりへの参加

(課題10) 生協の事業・活動のインフラを活用した地域での取り組み

買い物困難者への支援のため、配食事業をはじめ、様々な取り組みが進みました。中山間地域などの買い物に不便な場所での移動販売車、買い物バスなどの取り組みや、お一人では買い物が困難な方への店舗からのお届け便、買い物代行などに取り組みました。

生協法改正により、これまで要望の強かった保育園や幼稚園、学童保育、介護施設、病院などへの宅配事業が43生協に広がりました⁸ (2013年度実績)。

(課題11) 安心してくらせる地域社会づくりへの参加

「子育て世代」の参加を広げ、子育て・教育をめぐる課題に対応した活動が進みました。「子育てひろば」には全国でのべ約14万人が参加し、12生協で保育所が運営されています(2013年度実績)。また、新たに学童支援や若者支援にも取り込まれました。2015年度に始まった「子ども・子育て支援新制度⁹」に対応する活動では、地方版「子ども・子育て会議」の一員として地方自治体のニーズ把握や計画づくりに参加したり、保育所事業への着手を検討する取り組みも行われました。

食育の取り組みでは、田植えや稲刈り体験、生産者を招いての料理教室、地元の生産者団体や大学などと協力した活動など、様々な産地交流が行われました。

事業活動におけるBCP¹⁰策定と合わせ、防災・減災活動の推進、行政や他団体との連携を強化しました。

地域社会の一員として、地域の行政、社会福祉協議会、NPOなど、様々な団体と協働できるネットワークを広げ、課題解決の取り組みを進めました。

地域支援事業に関わる地方自治体への訪問活動などを通じて、地域購買生協と医療福祉生協の連携、共同の取り組みが広がりました。

生活相談・貸付事業に取り組みました。みやぎ生協で2013年に事業がスタートし、いくつかの生協で、来年度に事業を開始できるよう準備を進めました。

また、フードバンクなど生活困窮者への支援に取り組む生協も増えてきています。

2013年度の「くらしの助け合い活動」の年間活動時間は約162万5,500時間、活動者数は2万9,300人でした。

(アクションプラン3) 世界と日本社会への貢献

(課題12) ポストIYC (国際協同組合年) の取り組み

各地域で協同組合間協同の取り組みが進められました。他の協同組合とともに、大学講座や協同組合フェスティバルの開催、地域づくりの研究、商品開発、職員研修、再生可能エネルギーの取り組みなど、さらなる取り組みにチャレンジしている生協もあります。

国際的な協同組合連携が進んでいます。海外の生協から研修生を受け入れるとともに、日本からも海外の生協へ研修生を派遣するなど、相互で連携が行われました。

⁸ 「全国生協宅配事業 2013年度の概況 (日本生協連事業支援本部)」より。2007年の生協法改正により、地域において一定の役割を果たす観点から、学校などの教育文化施設、病院、保育所などの医療施設や社会福祉施設への物品供給が認められることになった。

⁹ 2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児教育や保育、地域の子育て支援を総合的に支援する。待機児童の解消を目的に、「認定こども園」、「小規模保育」、「企業内保育」などの設置を推進する。

¹⁰ 事業継続計画 (Business Continuity Plan) の略称。災害などが起きた場合に重要業務が中断しないために、また、万一事業活動が中断した場合でもリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

（課題13）消費税のあり方をはじめとした税制と社会保障など、くらしに関する取り組み

消費税のあり方をはじめとした税制や社会保障のあり方・家計への影響について、学習活動を進めました。2013年度にとりまとめた社会保障政策検討委員会報告に沿って、2014年4月に厚生労働大臣へ要望書を提出し、その後、各政党にも働きかけを行いました。

組合員のくらしを守る視点から、電気料金値上げの問題や灯油問題への取り組みを進めました。北海道電力の電気料金再値上げ問題では、北海道生協連を中心に取り組みが行われ、日本生協連も2014年9月に意見書を提出しました。

（課題14）環境・エネルギー問題への取り組み

生協施設などを利用した再生可能エネルギー発電の取り組みを推進しました。FIT¹¹を活用し、2015年度50メガワットをめざして太陽光発電などの取り組みを進めました。発電所箇所数は185箇所、発電容量は約28メガワットとなりました（2015年1月末現在）。また、風力、小水力、バイオマスなどによる発電のチャレンジもはじまっています。さまざまな団体とともに、「自然エネルギーで豊かな日本を創ろう！アクション¹²」での活動を開始しました。

生協として新電力事業（PPS¹³）の取り組みがはじまっています。日本生協連は、2014年6月に新電力会社「株式会社 地球クラブ」を設立しました。

2013年に全国の生協で確認した温室効果ガス総量削減長期計画に基づき、「温室効果ガス排出量を2005年度比で15%削減すること」を目標に取り組みを進めました。

2015年度に本格施行される改正フロン法と、2020年に向けたフロン規制（代替フロンの全廃）の対応を開始しました。

原子力発電所の再稼働に反対する意見書をいくつかの会員生協が提出しました。

（課題15）平和、核兵器廃絶、憲法改定、国際協力活動

「2014 ピースアクションinヒロシマ」では、68生協、1,200人、「2014 ピースアクションinナガサキ」では、49生協650人と、全国から多くの親子の参加がありました。これらの企画に、2015年のNPT¹⁴再検討会議に向けた内容が盛り込まれました。こうした取り組みの中で、高校生や大学生などの若い世代とも交流が進みました。「沖縄戦跡・基地めぐり」には、31生協、200人が参加しました。ビキニ被爆60年にあたり、3.1集会などの取り組みが行われました。

2015年NPT再検討会議に向けて、学習、署名、被爆者支援募金などの活動を進めました。

日本国憲法の学習活動が広がりました。40を超える会員生協・県連から、集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する意見書や声明などが出されました。日本生協連で作成した憲法学習資料PART2「集団的自衛権をめぐる12の質問」を活用した学習活動が進みました。

ユニセフなど諸団体や国際機関、海外の協同組合との連携強化などを通じて、国際協力活動を進めました。ユニセフ・アンゴラ指定募金や他のユニセフ募金など、継続して取り組まれました。また、国連WFP¹⁵レッドカップキャンペーンなど商品を通じた募金も取り

¹¹ 固定価格買取制度（Feed-in Tariff）の略称。再生可能エネルギーの普及拡大と価格低減を目的としてエネルギーの買取価格を法律で定める方式の助成制度のこと。

¹² 2014年11月に、生協や消費者団体、自然エネルギーの導入を進めている事業者・団体などが集まり、「自然エネルギーで豊かな日本を創ろう！アクション」を開始した。日本における自然エネルギーの未来を切り開くための行動を目的とする。同年12月4日に東京にてキックオフシンポジウムが開催された。

¹³ 特定規模電気事業者（power producer and supplier）の略称。いわゆる電力の新規参入事業者。一般電気事業者（既存の10電力会社）の電線網を借り受けて特定の需要家に電力供給を行う。

¹⁴ 核兵器の不拡散に関する条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons）。1970年3月に発効された。条約には、核兵器国以外への核兵器の拡散防止、核軍縮交渉を行う義務、非核兵器国が国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受諾する義務などを規定している。

¹⁵ 飢餓と貧困の撲滅を使命に活動する国連の食糧支援機関。1961年に設立が決定された。自然災害や紛争

組まれました。日本生協連は、ILO¹⁶と共同し、アフリカの協同組合リーダーが日本の協同組合活動を学ぶ研修プログラムを実施しました。また、会員生協とともに、ICA¹⁷のアジアの生協のマネジャー研修を継続して行いました。

（課題16）TPPなど広域経済連携問題の取り組み

TPPをはじめとした広域経済連携問題について、政府への働きかけや、学習活動、他の協同組合との連携した取り組みなどが行われました。

（課題17）食料・農業問題の取り組み

食料・農業問題に関する学習活動、農業体験、「たべる、たいせつ」などの食育の取り組みなど、様々な取り組みが行われました。産直商品が総供給高に占める割合は、2010年度15%から2013年度16%へと向上しました。地産地消商品の供給高も、2010年度500億円から2013年度890億円と大きく増加しました。また、飼料用米・飼料用稲の利用実績も伸長しました。

（課題18）消費者市民社会の実現に向けた取り組み

地方自治体と連携し、地方消費者行政や消費者教育などを充実・強化する取り組みが進みました。

消費者裁判手続特例法¹⁸の成立を機に、他の消費者団体とも協力し、新たな制度を多くの消費者に知らせていく活動や、適格消費者団体への支援のあり方の検討、制度の活用の準備などを進めました。

全国消団連の呼びかけに応じて、景品表示法への課徴金制度導入に向けた取り組みを進め、2014年11月19日に可決・成立されました。

（アクションプラン4）元気な組織と健全な経営づくり

（課題19）時代の変化に即した組合員組織づくりと組合員活動の展開

ITやソーシャルメディアを活用した参加や活動が広がりました。

活動を中心に担うリーダー養成プログラムやセミナーなどを実施し、地域社会での役割発揮として行政の審議会などへの委員の派遣や意見表明を積極的に行いました。

日本生協連が2014年6月にまとめた「これからの活動の担い手・リーダーづくり」の報告書を受けて、会員生協で学習活動や今後の取り組みの検討がはじまりました。

（課題20）多様な人々が働き続けられる組織風土づくり

時代の変化に対応し、人事制度の改革を進めました。労務構成の多様化や求人難に伴う諸制度の検討や整備が進められました。

職員の教育制度や運営参加の仕方などの改善をはかり、生協で働く職員が協同組合の理念や価値を学び、組合員の期待に応じて元気に仕事ができる組織風土づくりを進めました。

男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの学習活動、男性の育児参画の取り組みなどが進みました。

の被災者、妊婦や授乳中の母親、栄養不良の子ども、遺児、病人、老人など最も貧しい暮らしを余儀なくされている人を対象に食糧支援を行っている。

¹⁶ 国際労働機関（International Labor Organization）：1919年に創設された世界の労働者の労働条件と生活水準の改善を目的とする国連最初の専門機関。

¹⁷ 国際協同組合同盟（International Co-operative Alliance）：1895年ロンドンに設立された世界の協同組合の連合組織であり、世界各国の農業、消費者、信用、保険、保健、漁業、林業、労働者、旅行、住宅、エネルギーなど、あらゆる分野の協同組合の全国組織が加盟している。

¹⁸ 集团的消費者被害回復のための訴訟制度を定めた法律。

生協を母体とした社会福祉法人で、中間的就労（ユニバーサル就労¹⁹など）に向けた検討や取り組みが行われました。実践事例やあり方などについて生協総研で研究を進め、2015年3月に報告書をまとめ、同年5月に公開研究会を開催しました。

（課題21）健全な事業経営の確立

経常剰余率は、地域生協全体で1.6%と、前年より0.3ポイント上回りました（2014年度推計）。宅配事業の経常剰余率は3.3%と、前年より0.3ポイント、店舗事業は▲1.9%と、前年より0.2ポイント上回り、両業態とも昨年より改善していますが、今後も店舗事業の黒字化に向けて、さらなる努力が必要です。また、事業総剰余率は25.8%と、前年より0.4ポイント上回りました。事業経費は、前年比101.1%となっています。うち、人件費は前年比100.4%、物件費は前年比101.5%となっています。

（アクションプラン5）さらなる連帯の推進と活動基盤の整備

（課題22）さらなる連帯の強化と生協間の共同事業の推進

リージョナル事業連合への機能統合について、役割・機能と責任を明確にするよう取り組みました。

本格的SCM²⁰の展開、売り切るマネジメントの実現、CO・OP商品の単品結集力のアップ、開発スピードのアップ、効率化や低コスト化など、CO・OP商品の共同開発のあり方、契約や責任分担のあり方などの政策検討を開始しました。

NBの調達力向上に向け、会員生協・事業連合間における共同仕入・調達のあり方を検討しています。また、BCP対策も含め、システムや物流の共同利用検討を進めました。

2014年4月に立ち上げた「全国生協管財保険」は、全国で多くの会員生協（火災保険 計84団体、地震保険 計23団体）に加入いただき、年間約1億5,300万円の保険料の削減を実現しました。また、補償範囲の充実により、台風や集中豪雨による風水害や、不測かつ突発的な事故による損害、地震損害などに対して、22生協に219件、6,153万円のお支払いとなりました。（2015年3月末時点）。県連は、県内の各種生協の連帯・共同の取り組み、災害支援や介護保険制度改定にともなう地方自治体訪問、ポストIYC²¹や協同組合間協同など、地方自治体や地域の諸団体との共同・ネットワークづくりに積極的な役割を果たしました。

コープ共済連、医療福祉生協連との共同の取り組みが進みました。JAなどとの協同組合間連帯、海外の協同組合と連携を進めました。

（課題23）広報活動の強化

生協の広報活動を強化し、ビジビリティ（社会における視認性・認知度）向上に取り組みました。テレビCMの積極的な展開をはじめとしたメディア対応強化やソーシャルメディアの利用、全国規模で連携しての重点的・計画的な広報を推進しました。テレビCMは、社会的な認知度の向上とともに、組合員の加入促進や商品利用の増加につながっています。

（課題24）生協法改正

改正生協法の5年後見直し規定に基づく法改正などの実現に向け、厚生労働省と事前折衝などを進めました。生協や協同組合の社会的役割に対してよりふさわしい法・社会的制度が実現するよう、必要な研究や取り組みの検討を行いました。

¹⁹ 障がいがあったり、生活困窮状態にあるなど、様々な理由で働きたいのに働きにくいすべての人が、働けるような仕組みをつくと同時に、誰にとっても働きやすく、働きがいのある職場環境をめざしていく取り組み。

²⁰ Supply Chain Management の略称。原材料の調達から製造、流通、販売、消費にいたる商品供給の流れを一連の鎖と捉え、関係部門・企業の間で全体最適をめざすこと。

²¹ 国際協同組合年（IYC）での協同組合間協同をさらに発展させる取り組み。

3. 職域生協、学校生協の2014年度まとめ

(1) 職域生協のまとめ

職域生協を取り巻くきびしい経営環境

職域生協は戦前・戦後の生活物資が逼迫する状況下、母体組織の構成員の生活物資を安定確保する組織として発足しました。しかし現在、職域生協の置かれた環境は一概に言えないまでも、民間生協・行政生協にかかわらず、「福利厚生の担い手＝職域生協」の考えや福利厚生そのものを見直す動きが出ています。また、職域生協が組合員の生活に貢献する手段として長年着手してきた店舗・売店、食堂、保険といった事業自体もコンビニ、スーパーマーケット、大手保険会社などとのきびしい競争の中、組合員にメリットや満足感を提供することが難しくなっています。

職域生協の2014年度経営概況の傾向は全般的に見て、「供給高は前年確保出来ないが、経費節減努力で経常剰余確保」です。しかし、個別会員生協概況を見ると約3分の1の生協で経常剰余が赤字となっています。

全国の職域生協の交流・支援の取り組み

全国職域生協協議会では、第2次職域生協中期経営政策（2013～15年度）の中間年として全国の職域生協に各会員生協が検討すべき重要課題について呼びかけました。

また、同協議会運営委員会はその諮問機関である4つの小委員会（購買事業小委員会・食堂事業小委員会・経営管理小委員会・福祉事業小委員会）を軸に全国の職域生協の事業経営・組織運営強化に向けた具体的な取り組みを行いました。

購買事業小委員会は年2回の店舗研究会を開催し、店舗・売店を実際に見学しました。開催地生協は、研究会で指摘を受けた事項について改善検討し、次回研究会時に結果報告する（交流→改善→報告）形が定着しています。食堂事業小委員会も年2回の食堂事業研究会を開催しました。管理栄養士や食堂責任者が参加し、食材提供メーカーによる調理レシピプレゼンを受け、メニュー企画検討の参考となる学習を行いました。食堂事業を展開している会員生協で研究会に参加出来なかったところへは調理レシピCDを配布しました。また、引き続き食材の共同仕入（8品目）を実施し、会員生協の食堂事業への貢献を図っています。

本年度新たな取り組みとして福祉事業小委員会をスタートさせました。同小委員会では日本生協連福祉事業推進部の参加を得、全国の生協による福祉事業展開状況や改正介護保険法に関する動きなどを把握しました。また、地域生協として事業規模の大きい生協の施設見学・交流の学習会を主催しました。経営管理小委員会では、各会員生協の事業部門別損益計算書を集約し、会員動向を確認しました。全国職域生協協議会や地連・県連主催の会議への出席が得られない会員生協に対して、県連と連携して動向把握を行いました。公認会計士による総代会資料の講評を行い、帳票類整備強化を図るようになっています。この活動も3期目となり、情報把握と発信が進んでいます。個別会員生協の会計帳票点検協議は4生協で実施しました。加えて、総務・経理の実務担当者の実務力量アップや生協間交流を目的に、昨年度に引き続き「総務経理実務担当者交流会」を開催しました。次年度以降も継続開催を検討しています。こまた、2014年度では経営管理小委員会活動の一環として退職組合員課題検討タスクを発足させました。会員生協によって差はあるものの、退職組合員の構成比率は総じて上昇しており、組合員管理や対象事業のあり方など会員生協にとって課題となっています。各会員生協の実態調査を図り、会員生協にとって参考になる事例など有益な情報提供を第43回全国職域生協研究会（2016年2月）に発表するべく、調査アンケート作成・調査のため、年間3回のタスク協議を行いました。

(2) 学校生協のまとめ

学校生協の概況

昨年実施された公務員給与の削減とともに2014年4月から始まった消費税増税の影響は、繁忙化を極める教職員の消費動向や購入意欲の低下をいっそう強くしています。

全国学校生協は、組合員である教職員の生活と児童生徒の安心できる教育を確保するために、全国学校生協連を設立し、組織的に課題解決を図ってきました。また、日本生協連との統合後は、学校生協の組織指導機能は学協部会に集約され、事業は学協支所を中心に行ってきました。しかし、時代の流れと環境の変化により、学協支所と全学品(株)との経営統合の論議が行われ、その中で全国の仲間が組織的に学協支所企画への結集を実践しました。学協支所の組織再編に伴い、学協支所事業は、そのまま全学品の学校生協事業として継続しますが、改めて全国の学校生協の組織的な結束をさらに強化し、事業活動を存続させる必要があります。

長年、全国の学校生協を牽引してきたコープ熊本学校生協が2014年4月に水光社と合併し、「生活協同組合くまもと」として発足しました。また、兵庫県学校生協も11月に解散総代会を開催し、2015年4月から新たに学校厚生会へと組織が再編されることになりました。

重点課題の到達状況

2008年の生協法改正により、現職時に生協から受けていたサービスを退職後も受けられるようにするなどの目的で、退職組合員が正式に認められました。しかし、現職組合員が本来組合員である学校生協では、各学校生協で退職組合員の定義や考え方が異なっていました。退職組合員課題検討タスクで、部会としての組織的な定義や方向性を示しました。

学校生協における生協係は、組織的にも事業的にも重要な存在ですが、すでに4生協で生協係が廃止されました。生協係の縮小は、今後の学校生協の組織活動にも影響を及ぼす大きな課題です。

2014年度の総代会議案書の生協法施行規則への準拠状況は、会計士評価の平均点で89.6点と前年よりもさらに0.8ポイント上回り、高いレベルとなりました。

現在、職員から役員(理事以上)が就任している県は20生協以上あります。関連団体から来られる役員だけでなく、生協職員としての長い経験を経営に生かすという学校生協が増えてきています。また、使用人兼務役員に関して税法上での課題も散見されましたので、具体的な対応について税理士などからの学習会を実施しました。

組合員である教職員の繁忙化と共に、学校内でチラシ媒体を見ることも憚れる状況は好転していません。しかし、その中で、各学校生協は配付方法や注文書の工夫を行い、学協支所のハーベストや一人一品チラシの実績アップなどで成果を上げてきています。

全国学校生協連から続く60年以上の歴史が、学協部会並びに学協支所にはあります。その連合会機能をもった組織を中心に、全国の学校生協の仲間が組織的に協同し、事業的な連帯を組んでいるのが学校生協です。全国の学校生協では、課題を共有化し、組織的に工夫や改善を図っており、このような組織的なつながりを今後も維持存続していくことが全国学校生協の役割です。

Ⅱ 2015 年度活動方針

1. 情勢認識

2014 年 4 月 1 日に消費税が 8%に増税されました。その結果、国内総生産（GDP）は、4～6 月期で、前期比実質▲1.9%、年率換算で▲7.1%となり、さらにプラスになると予想されていた 7～9 月期でも、前期比実質▲0.5%、年率換算で▲1.9%となりました。これを受けて、安倍首相は 2015 年 10 月に予定していた 10%への消費税増税を 1 年半延期するとともに、衆議院を解散し総選挙を実施しました。その結果、自民党・公明党の連立政権が引き続き 3 分の 2 を超える議席を占めることになりましたが、投票率は小選挙区で 52.7%、比例代表で 52.7%と、いずれも戦後最低の数値となりました。

今後の経済政策や社会保障、税制・財政問題、物価問題など、暮らしをめぐる情勢の変化に対応していくことが求められています。

また、歴史認識や領土問題などをめぐって近隣諸国との緊張が高まる中、集団的自衛権の行使容認の閣議決定や、特定秘密保護法が施行されましたが、平和と暮らし、民主主義に関わる重要な問題として引き続き注視していく必要があります。

(1) 社会の変化

家計、暮らし

総務省が発表する家計調査の 2015 年 3 月の消費支出は、実質で前年同月比▲10.6%となり、12 カ月連続でマイナスとなっています。

勤労者世帯の実収入は前年同月比で実質▲0.3%と、18 カ月連続で減少しています。その一方で、物価の上昇や社会保障などの制度的負担増により家計の負担は増えています。

日本生協連が実施している「消費税しらべ」では、消費税率が 8%に引き上げられたことに伴い、1 世帯あたりの年間消費税額は平均 24 万 1,000 円と、5%だった 2013 年より 7 万 4,000 円増加しました。収入に占める消費税の割合は 3.6%と、1.1 ポイント増加し、とくに年収 400 万円未満の世帯では、5.4%と、2.0 ポイント増加しており、所得が低い世帯ほど負担率の開きが大きくなっています。今後消費税が 10%に増税された場合の年間負担額は 30 万円近くになることが予想されます。

生活に困窮する低所得の世帯が増加しています。生活保護受給世帯は、2015 年 1 月時点で約 161 万 9,000 世帯と、1951 年の統計開始以降で最多となっています。とりわけ 65 歳以上の高齢世帯が全体の 47%を占め、高齢化とともに深刻な問題となっています。

雇用の流動化が進み、非正規雇用の増加、所得格差の拡大が続いています。とりわけ、都市部と地方での所得格差が広がっています。

地域社会、女性の活躍

日本創成会議²²は、地方からの人口流出がこのまま続くと、人口の再生産力を示す若年女性が 2040 年までに 50%以上減少する市町村が全体の半分に達し、約 500 市町村の人口が 1 万人を切り、地方自治体として維持できなくなるという推計を発表しました。

2014 年 9 月に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、約 50 年後に 1 億人程度の人口を維持するための基本方針が策定されました。また、「まち・ひと・しごと創生法案」

²² 増田寛也氏ら有識者らでつくる政策発信組織「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会が 2014 年 5 月に発表した。国立社会保障・人口問題研究所が 2013 年 3 月にまとめた将来推計人口のデータを基に、最近の都市間の人口移動の状況を加味して試算。2040 年には 2010 年と比較して若年女性が半分以下に減る地方自治体「消滅可能性都市」は全国の 49.8%に当たる 896 市区町村に上った。このうち 523 市町村は 2040 年に人口が 1 万人を切る。

が 2014 年秋の臨時国会で可決・成立しました。地方創生総合戦略をもとに、各地方自治体においても総合戦略の作成が始まっています。

2015 年 2 月に「女性活躍推進法案²³」が閣議決定され今国会に提出されました。女性の活躍に向けた取り組みは、重要な課題となっています。

社会保障、福祉

社会保障制度の見直しが進められています。年金、医療、介護、子育て支援など、幅広い分野で集中化・重点化が行われ、地方自治体の役割がますます重要になりつつあります。

2015 年 4 月より、市町村独自の取り組みを進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。また、「生活困窮者自立支援制度²⁴」が始まりました。

2015 年度に介護保険の制度改定により、介護度の低い高齢者の介護を市町村に移管する、新たな地域支援制度が始まり、地域包括ケアシステムの構築に向けた動きが本格化しています。

拡大する医療・介護など関連分野の市場への民間企業・異業種からの参入が進んでいます。

健康寿命に対する要求が高まっており、食生活の見直しや高齢者の社会参加・生きがいのための場づくりなどが求められています。生協の事業と活動を通じて、こうした健康ニーズに対応するとともに、医療福祉生協との連携した取り組みなどが期待されています。

格差・貧困が広がる中、子どもの 6 人に 1 人が貧困な状況にあるといわれており、子どもの貧困問題が深刻化しています。政府は 2014 年 8 月に、子どもの貧困対策の大綱を閣議決定しました。また、若年層の貧困も増えています。

2013 年 5 月に成立した番号制度（マイナンバー）法に基づき、2016 年 1 月の個人番号の利用開始に向けてシステム改修、業務運用の見直しなどが必要となっています。

復興、災害、感染症リスク

東日本大震災からの復興は依然として完了していません。2015 年 3 月の全国の避難者数は約 22 万人、福島第一原子力発電所の事故のあった福島県では約 12 万人おられ、災害公営住宅の整備も大幅に遅れており、避難者の多くは仮設住宅などでの生活を強いられています。引き続き復興支援が重要課題となっています。

2014 年夏の豪雨では、広島での大規模な土砂災害をはじめ、全国各地で甚大な被害が発生しました。地震・津波だけでなく、豪雨や竜巻の発生、火山の噴火など、局地的な自然災害が増えています。

エボラ出血熱やデング熱などの感染症の問題の関心が高まっています。

(2) 経済の変化

日本経済

消費税増税や原油価格の上昇や円安による輸入品や輸入原材料の値上げなど、くらしと事業をめぐる経済環境はきびしさを増しています。2014 年度上半期の国内総生産（GDP）は、東日本大震災以来の大幅低下となりました。個人消費や住宅投資が落ち込んでいます。また、円安・ドル高が続いています。

財務省の発表によると、2015 年 3 月の経常収支は、約 2 兆 8,000 億円の黒字となりました。

²³ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」の略称。国や自治体、従業員 301 人以上の企業に対し、女性の採用数、女性の管理職比率などについて、数値目標を定め、公表することを義務付けている。また、指導的地位にある女性を 2020 年までに 3 割に増やすことをめざしている。

²⁴ 2015 年の施行により、各都道府県、市への相談窓口設置が義務付けられる。2014 年度は全国 254 自治体がモデル事業に取り組み、岩手、宮城、福島の被災 3 県では 16 自治体を実施する。生活再建相談のほか、各地方自治体で就労サポートなどの支援メニューを構築できる。

た。貿易収支は、円安などにより赤字が続いていましたが、原油輸入量の減少などにより、約 7,000 億円と、21 カ月ぶりに黒字となりました。政府の税制改正論議では、2015 年度から法人税など（法定実効税率 約 35%）を数年で 20%台に引き下げる方針で検討されています。

電力、農業、雇用、医療分野などで規制改革が押し進められようとしています。

雇用においては人材不足が広がっています。とくに、建設、流通、小売、介護・医療などでの人材不足が顕著になっています。

建設業では、人件費や建設資材などの上昇によりコストが上昇しています。

世界経済

米国の経済は、株式市場は金融危機前の水準を大きく上回る水準で推移していますが、7 月下旬から国際情勢の悪化などを受け、今後の見通しに不透明感が増しています。2014 年 11 月に行われた中間選挙では、共和党が上下院の両院とも過半数を獲得しました。

EU(欧州連合)経済は、長く低迷を続けていましたが、原油価格の下落を受けた消費拡大や欧州中央銀行による国債買い入れ策、ユーロ安などによって、市場の回復が期待されています。また、ギリシャの財政政策をめぐる議論が続いています。

(3) 政治の変化

平和、憲法、民主主義

安全保障に関わる政策が大きく変化しています。2013 年の国家安全保障会議（日本版 NSC）の設置をはじめ、2014 年 1 月に国家安全保障局が発足し、4 月に武器輸出三原則の緩和・見直しの閣議決定を行い、7 月に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行い、12 月に特定秘密保護法が施行されました。また、2014 年 7 月の閣議決定に基づく安全保障法制の改定の議論が始まっています。

被爆・終戦から 70 年を迎える 2015 年は、5 年に 1 度の NPT 再検討会議が開催されるなど、核兵器廃絶に向けた節目の年となります。

沖縄の普天間基地の辺野古への移設の動きがはじまる一方、沖縄県知事選挙では、基地の移設に反対する民意が示されました。

中国、韓国などの近隣諸国と歴史認識や領土問題などで軋轢が生じる中、11 月にアジア太平洋経済協力会議（APEC）が開催され、日中首脳会談が行われました。

シリアやイラク、イスラエルなどの中東地域で、紛争やテロが続いています。また、ロシア・ウクライナ問題の先行きも不透明です。

環境、エネルギー

再生可能エネルギーの買い取り制度²⁵について、2014 年に新規の契約を中断する動きがありましたが、2015 年にいくつかの条件を付して契約を再開する見通しとなっています。

福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で、原子力発電所の再稼働や原子力発電技術の輸出に向けた動きが強まっています。原子力発電所の再稼働をめぐる、原子力規制委員会は 9 月に九州電力川内原子力発電所 1、2 号機（鹿児島県）の安全審査の審査書案を決定し、鹿児島県や地元 9 市町と共同で策定した避難計画が了承されました。

2016 年 4 月に家庭用電力を含む電力小売りの全面自由化が実施されることになり、電力小売事業への新規参入の動きが本格化しています。

²⁵ 再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度。太陽光、風力、中小規模の水力、地熱、バイオマスの 5 種類の発電を、国が決めた価格で買い取る制度で、2012 年 7 月に導入され、国の第三者委員会が発電事業者の採算をとれる価格を設定し、電力会社に買い取りを義務付けることで事業者の参入を促してきた。買い取り費用は「賦課金」として電気料金に上乗せされ、家庭や企業などの電力利用者が負担する。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が、地球温暖化の現状と影響などを調べた第5次評価報告書を公表しました。これを受けて、2020年以降の気候変動対応のための国際枠組みの検討がはじまっています。

フロン類対策を強化する改正フロン法の2015年4月施行、2020年までの代替フロンの全廃など、フロン類の規制が強まります。当面の法改正対応とともに、中長期投資計画の策定が求められています。

海洋資源などの資源枯渇の問題が深刻になっています。国際機関「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）」の小委員会が、2015年から30キロ未満の未成魚の漁獲量を2002～2004年の平均値から半減することで大筋合意、また日本が主導した日中台協議で、ニホンウナギの稚魚の池入れ量を削減することに合意するなど、資源管理のための動きがはじまっています。

TPPなどの広域経済連携

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉は2015年内の合意をめざしていますが、日米協議をはじめ、国有企業、知的財産などの分野で新興国との主張の乖離があるなど、交渉の先行きは不透明です。

2014年11月に日豪EPAが国会で批准され、2015年1月発行された他、日EU EPAやRCEP²⁶など、様々な広域経済連携交渉が進められています。

財政再建

2015年度の予算編成に向けた概算要求が各省庁から財務省に提出され、一般会計における総額は約101兆円と過去最大になっています。その一方、国の借金は2014年度末には約1,030兆円となっており、財政再建への懸念が高まっています。

消費者被害と消費者政策

地方消費者行政活性化交付金における2014年度の予算は、虚偽表示対策なども含め約30億円が措置されました。2015年は約50億円の要求をしています。

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律案」が、2013年の臨時国会で全会一致で可決・成立しました。今後は特定適格消費者団体づくりへの支援などを促進していく必要があります。

景品表示法への課徴金制度導入のための改正案が、2014年秋の臨時国会で可決・成立しました。また、消費者契約法や特定商取引法の改正に向けた検討が始まりました。その他、先物取引への不招請勧誘の規制緩和²⁷や、機能性食品の表示緩和²⁸などが行われました。

農業政策

政府は成長戦略に「攻めの農林水産業」を位置づけ、輸出拡大、生産から消費までのバリューチェーンの構築、生産現場（担い手、農地など）の強化に取り組むとしています。

2014年6月に政府が決定した規制改革実施計画で、農業協同組合の見直しが行われました。

²⁶ Regional Comprehensive Economic Partnership の略称。日中韓印豪 NZ の6カ国が ASEAN と持つ5つの FTA を束ねる広域的な包括的経済連携。

²⁷ 個人投資家が多額の損失をこうむる危険性のある商品先物取引について、業者による勧誘方法の規制を2015年6月より緩和する。65歳未満で年収800万円以上か金融資産が2,000万円以上ある人、または弁護士や司法書士などの有資格者、過去に損失の危険性が大きい取引を経験したことのある人などを対象とする。2011年に不招請勧誘は原則禁止となっていた。

²⁸ 新機能性表示制度（機能性表示食品）は、食品の機能性関与成分の研究論文の分析結果などを条件に、企業や生産者の責任で、具体的な機能性の表示を許可する制度。これまで、特定保健用食品（トクホ）と栄養機能食品による機能性表示が許可されていたが、新たなカテゴリーとして2015年4月より開始する。

2015年3月に、政府の「食料・農業・農村基本計画」が改定されました。

(4) 事業経営をめぐる変化

流通・競争・寡占化

日本チェーンストア協会が発表した2015年3月の全国スーパーの総販売額は、1兆978億円で前年同月比▲7.3%となりました。また、日本スーパーマーケット協会ら3団体²⁹が発表した2015年3月の総売上高は、8,327億円で前年同月比▲1.8%となりました。また、日本FC協会が発表した2015年3月の全国コンビニエンスストアの売上高は、7,626億円で前年同月比▲2.8%と、12カ月連続のマイナスとなりました。その他、日本百貨店協会が発表した3月の全国百貨店の売上高は、5,441億円で前年同月比▲19.7%となりました。

食品市場全体で競争が激化し、食品スーパー業界も淘汰・再編が加速し、寡占化が進行しています。アークスはベルグループを2014年9月に経営統合しました。イオンは傘下のダイエーを2015年1月に完全子会社化しました。また、マルエツ、カスミ、マックスバリュ関東の3社が経営統合し、同年3月に共同持ち株会社（ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス）を設立しました。

ファミリーマートとユニーが2016年9月の統合に向けて協議を進めています。

業態を超えた業務提携も進んでいます。百貨店のエイチ・ツー・オーリテイリングはイズミヤと2014年6月に経営統合しました。同年9月には、ローソンが成城石井を買収する方針を発表しました。また、同年12月に、丸紅が食品卸3位の国分と食品卸売り事業での業務提携を発表しました。2015年4月に、ローソンと佐川急便の親会社のSGホールディングスが業務提携し、コンビニを拠点とした配送事業を行うと発表しました。

大手流通企業がオムニチャンネル³⁰の実現に向けた取り組みを進めています。セブン&アイ・ホールディングスは、全国1万8,000店舗のセブンイレブンを起点に、グループ企業のすべての商品とサービスを、店頭でもインターネットでも注文でき消費者の要望に応じてお届けする構想を固めています。イオンは、店頭でインターネットを活用したサービスを展開し、今後、総合スーパー、スーパーマーケット、コンビニなど約4,100店舗で注文商品の受け取りをできるように計画しています。

2013年10月より消費税特措法³¹が施行され、転嫁対策などの監視・取締りが強化されています。中小企業庁及び公正取引委員会の発表では、法律が施行された2013年10月から2015年3月末までの累計で、1,728件の指導（うち流通320件）、19件の勧告（うち流通5件）を行っています。また、消費税増税10%の延期とともに、消費税特措法の期限は2017年3月31日から2018年9月30日まで延期されました。

PB商品開発

大手流通グループは、この間、PB商品を事業の中心に位置づけ事業強化を進めています。イオングループのトップバリュは、2014年度上期で3,861億円（前期比108.6%）、セブン&アイグループのセブンプレミアムは4,020億円（前期比123.7%）と、セブンプレミアムがトップバリュを抜きました。

低価格対応の商品とともに、高品質・付加価値のあるPB商品の展開も進んでいます。スーパーのヤマナカは、2014年度下期に投入するPBの半数を高価格帯の商品とすると発

²⁹ 日本スーパーマーケット協会、オール日本スーパーマーケット協会、新日本スーパーマーケット協会。

³⁰ 「オムニ」とは「すべての」「あらゆる」という意味。オムニチャンネルとは、実店舗などリアルの事業とインターネット事業を融合させ、消費者とのあらゆる接点を連携させ販売するマーケティング戦略。

³¹ 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」の略称。消費税転嫁拒否等の行為の禁止、総額表示義務の緩和などの措置を行う。

表しました。

小売事業者が連携した PB 商品開発も行われています。2014 年 9 月に、ライフコーポレーションとヤオコーは、両社が共同開発したプライベートブランドを発表しました。

食品偽装問題

中国上海市にある大手食肉加工会社「上海福喜食品」が 2014 年 7 月、マクドナルドやファミリーマートなどの大手ファストフード店やコンビニに対して賞味期限切れの肉を使用したチキンナゲットを供給していたことが発覚しました。

配食事業

セブンミール（セブン&アイグループの配食事業）の売り上げは、今年度 250 億円が見込まれ、前年度の約 2.5 倍で進捗しています。

ワタミは 2014 年 9 月、首都圏や九州などで夕食用の加工食材の宅配サービスをはじめました。

個人情報保護

2014 年 7 月、通信教育大手ベネッセコーポレーションで大量の個人情報が流出したことが発覚しました。9 月の記者会見では、約 4,800 万人分の個人情報が名簿業者に売却され、被害を受けたのは推計で約 4,000 万人分に上ることが明らかになりました。

IT 活用

スマートフォン、タブレットなどの普及が拡大し、これらを活用した商品購入が進んでいます。

ビッグデータの活用が進み、顧客に関わる多様で大量なデータの分析によるマーケティングが展開されています。

外食産業による IT を活用した宅配サービスの展開が進んでいます。モスフードサービスは 2014 年 9 月に直営店を中心にネット注文を開始しました。

ネットスーパーへの参入が増え競争が激化しています。2014 年 9 月に、配送コストの問題などからサミットネットスーパーが事業から撤退を発表しました。

米国では、2014 年 8 月にアマゾンとグーグルが当日配送の地域を拡大すると発表しました。また無人機による配送なども検討されています。

2. 活動方針の基調

(1) 2015年度の位置づけと特別課題

2015年度は、第12次（2020年ビジョン第1期）中期計画の最終年となります。中期計画で掲げた目標を達成し、次期（第13次）中期計画につないでいく必要があります。

第12次（2020年ビジョン第1期）全国中期計画では、以下の3つの視点を持って取り組みを推進してきました。

【視点①】総合力の発揮～くらしと生協の結びつきを深め、生涯利用できる生協へ～

【視点②】つながりのさらなる強化～消費と生産のつながり、くらしと地域のつながりを深め、安心できる社会へ～

【視点③】持続可能な経営体質づくり～社会構造の激変へ備えた、連帯の強化～

円安に伴う輸入原材料の値上がりが進むとともに、組合員・消費者の家計やくらしは、よりいっそうきびしさを増すとともに、流通業界における競争がさらに強まり、くらしと事業経営の危機に対する取り組みが強く求められています。

一方、日本社会は人口減少、高齢化、少子化、東京圏への一極集中などの構造変化が進み、地域間格差や所得格差が広がりつつあります。生協は事業とくらし活動を通じ、よりいっそう地域社会に役立つ存在となることが求められています。そのために、組合員の視点にたって、宅配事業、店舗事業、共済事業、福祉事業の連携を深め、活動を含めた総合力を発揮して取り組む必要があります。こうしたことから、2015年度に特に最重点として取り組む課題として、以下の3つを特別課題として掲げていきます。

(特別課題1) コープ商品の商品力強化・ロイヤリティ向上の取り組み

激化する競争の中、あらためてコープ商品への結集を強め、コープ商品の安全と安心のさらなる向上とあわせ、商品一品一品の価値向上をめざし、その価値を多くの組合員・職員に伝える取り組みを広げます。

組合員参加の商品活動を広げます。ラブコープキャンペーンや各会員生協が取り組んできた商品活動をさらに充実させるとともに、それらを交流し合い、事業と活動が連携して多くの組合員が参加でき、協同のつながりが実感できる取り組みを広げます。

2015年6月より新たなCO・OP商品ブランドを展開します。全国の生協の取り組みで、一人ひとりの想いから生まれるコープ商品の商品力を強め、広報活動とも連動しながら、組合員のくらしへのお役立ちや新たな加入を広げることを通じて、宅配事業や店舗事業に貢献します。

(特別課題2) くらしの変化に対応した積極的な事業展開と事業経営の確立

消費税増税、円安などによる物価の上昇などにより、組合員のくらしはきびしさを増し、節約志向を強めています。

商品事業を通じた組合員のくらしへの応援を強化します。値ごろ価格を追求し、CO・OP商品への結集を高めるなどの取り組みを進めます。

消費税増税は2017年4月に先送りされましたが、次の増税に備え、くらしの変化に対応した積極的な事業展開を進め、宅配事業の拡大と収益性の向上、店舗事業の赤字解消などを通じて、経常剰余率2%を確保できる事業経営の確立をめざします。

(特別課題3) 東日本大震災被災者支援、地域社会づくりへの参加、平和とくらしを守る取り組み

東日本大震災被災者支援を進めます。全国の生協の取り組みを共有し、被災者に寄り添

い、生活再建や復興に向けたボランティア活動、くらし応援募金など、活動と事業を通じた支援活動などを進めます。とりわけ復興の遅れている福島への支援を重点的に取り組みます。

被災者の生活環境の回復・整備、県内外の福島第一原子力発電所の事故被害者への支援、県外避難者への避難地における支援など、被災者支援のための社会的な枠組み、制度や運用の強化・拡充を求めています。

地方自治体や協同組合・諸団体と連携し、日常的なネットワーク関係を強化しながら、地域社会づくりに積極的に参加します。介護保険制度の見直しに伴い、地域包括ケアシステムの確立を求めるとともに、地方自治体で計画、実施される地域支援や生活支援サービスの推進、消費者教育や子育て支援、生活困窮者支援、ボランティア支援、防災活動など、くらしや福祉に関わる課題について、地域の実情に応じた取り組みを進めます。生協の事業・活動を通じ、地域の様々な課題の解決にチャレンジします。また、被爆・終戦から70年を迎える中で、地域に根ざした草の根の平和活動を広げます。

2050年には、日本の総人口は1億人を下回り、少子高齢化、単身世帯などの増加が進み、社会構造が大きく変化することが予想されています。それに伴い、これまで生協事業や活動を支えてきた主要な組合員層（ファミリー層）も減少していくことが考えられます。日本生協連では、それぞれの地域を維持・発展していくために生協がどのように役立ちができるのか、長期的視点にたった検討と論議を深めながら、次期（第13次）全国中期計画づくりに取り組みます。

3. 重点課題

第12次（2020年ビジョン第1期）中期計画を基本としながら、情勢をふまえ、各アクションプランの中で、次の課題を重点とします。

（アクションプラン1）ふだんのくらしへの役立ち

（課題1）食品の安全と品質保証

クライシスに迅速に対応するために、会員生協や県連との迅速な情報共有や被害の拡大防止に向けて取り組みます。

「商品事故クライシス連携マニュアル」をもとに、会員生協と連携しながら訓練などを進めます。

「商品お申し出対応・事故対応連携強化委員会」の答申に基づいた取り組みを進めます。

ITも活用し、原材料や産地などの商品情報の提供、商品に関わるリスクコミュニケーションを進めます。

（課題2）ITを活用した事業展開

インターネットを活用した宅配受注基盤の改善を進めます。スマートメディア対応、ネットスーパー対応、受注やお届けのマルチチャネル化、マーケティングオートメーションなどの取り組みを研究・実践します。

生協の総合力の発揮につながるよう、オムニチャネルの構築をめざした研究と実践を進めます。

（課題3）宅配事業

宅配事業は、全国に広がる組合員のお宅まで直接、定期的に商品をお届けできる社会的な仕組みであり、さらに大きく発展させる可能性を持った事業です。宅配事業を組合員の

信頼や地域の期待に応えた事業として積極的に展開します。

広報活動とも連動しながら、利用組合員の拡大と定着の取り組み、生協宅配の強みのある商品の拡充、商品情報・注文・お届け・支払い、加入前のお試し利用など利便性をさらに向上させ、収益の確保・強化を進めます。

職員教育や、組合員とのコミュニケーションを深めるなど、宅配を担う職員の業務品質を高める取り組みを進めます。

配食事業の拡大と黒字化をめざした取り組みを進めます。

（課題4）店舗事業

惣菜・生鮮部門の強化、営業力の強化、労働生産性の向上など、基本を徹底し、店舗改革の取り組みを進めます。

コープ商品の商品力と収益力の強化、及びNB商品の調達力と価格競争力の強化を進めます。

店舗で働く正規職員、パート職員の力を引き出し、組合員とともに活力ある店舗づくりを進めます。

既存店のリニューアルや新規出店、不採算店舗の対策などを計画的に進めます。

これらの課題を、トップがリーダーシップを発揮して進めます。

（課題5）共済事業（くらしの保障事業）

共済推進支援施策を強化し、引き続き共済推進のV字回復に取り組み、2015年度の純増目標を達成します。その取り組みを通じ、「共済中計2018」に向けて加入者数を増やす力を引き上げていきます。

また、「会員生協とコープ共済連の共同事業基盤強化」課題を仕上げ、生協の総合力を発揮しながら、くらしと生協の結びつきを深め、生涯利用できる生協づくりに取り組んでいきます。

（課題6）福祉事業

2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築が進む中で、高齢社会に対応した総合的な事業戦略の構築と地域ネットワークづくりに着手します。

引き続き中重度者に対応した事業、高齢者住まい系サービス事業を積極的に展開します。

「地域支援事業」の担い手として、地方自治体と連携しながら、生活支援サービス事業に取り組みます。

（アクションプラン2）地域社会づくりへの参加

（課題7）生協の事業・活動のインフラを活用した地域での取り組み

買い物困難者への支援のため、配食事業や店舗からのお届け便、買い物代行、移動販売車、買い物バスなどの取り組みを進めます。

保育園や幼稚園、学童保育、介護施設、病院などへの宅配事業を進めます。

地域の高齢者や子どもの見守り活動、助け合い活動、子育て支援活動を推進し、行政との見守り協定を広げます。

（課題8）安心してらせる地域社会づくりへの参加

地方自治体との災害協定の見直しや見守り協定の締結、消費者行政への参画や、他団体との交流・連携を深め、地域の中で積極的な関係づくりを進めます。地域のニーズに応え安心できる地域をつくるために、県連の役割発揮を強め、生協事業や活動の連携を通じて総合力を発揮した取り組みを推進します。

地域社会の一員として、地域の行政、社会福祉協議会、NPO など、様々な団体や協同組合間協同によるネットワークを広げ、課題解決の取り組みを進めます。新しい地域支援事業での地方自治体訪問などを通じ、地域購買生協と医療福祉生協の共同の取り組みを広げます。

生活相談・貸付事業、フードバンクなどに取り組みます。

国際協同組合年を契機とした協同組合間協同の取り組みを通じ、県内生協、協同組合の連携を発展させ、大学での講座などをつうじ認知度のいっそうの向上、地域社会への関わりを強めます。

(アクションプラン3) 世界と日本社会への貢献

(課題9) 税制、社会保障、公共料金などに関する取り組み

消費税などの税制や社会保障に関わる学習活動を進めます。消費税増税については、引き続き、全食料品への軽減税率³²導入や給付付き税額控除³³などの逆進性対策を求めています。少子高齢社会に対応した今後の社会保障と地域社会における生協の役割と課題について、全国で学ぶ場づくりを進めます。

電気料金値上げ問題や灯油問題など、家庭用エネルギーをめぐる問題に関わる取り組みを進めます。

(課題10) 環境・エネルギー問題への取り組み

再生可能エネルギーの利用や発電の取り組みを推進します。FITを活用し、2015年度50メガワットをめざして取り組みを進めます。

再生可能エネルギー普及に向け、太陽光・小水力・バイオマス・風力など、安定して供給できるエネルギーに重点を置きながら、他団体提携や市民参加型の発電事業なども視野に入れて進めます。

新電力事業（PPS）を、再生可能エネルギーの普及とともに、推進します。

これらの電力事業を通じ、地域の発展に貢献します。

2013年に全国の生協で確認した温室効果ガス総量削減長期計画に基づき、「温室効果ガス排出量を2005年度比で15%削減すること」を目標に取り組みを進めます。

エネルギー政策については、原子力発電の安全性や再稼働の問題、再生可能エネルギーの取り組みなど、学習活動や意見表明を行っていきます。

(課題11) 平和、核兵器廃絶、憲法改定、国際協力活動

被爆・終戦から70年を迎える節目としての活動に取り組みます。被爆体験や地域における戦争体験を次世代に引き継ぐ活動に取り組み、地域で活動する諸団体、NGO・NPOなどとのネットワークを広げ、核兵器禁止条約の締結など核兵器廃絶をめざす取り組みを進めます。2015年NPT再検討会議への取り組みの中で、全国で学習や政府へのメッセージを伝える活動などを進めます。また、「沖縄戦跡・基地めぐり」などの取り組みや学習を進めます。

平和とくらしを守る視点から、日本国憲法の学習会を各地で広げるなど、必要な取り組みを行います。

ユニセフなど諸団体や海外の協同組合、国際機関との連携強化などを通じて、国際協力活動を進めます。

(課題12) 食料・農業問題の取り組み、TPPなど広域経済連携問題の取り組み

³² 標準の税率よりも低く抑えた税率のこと。

³³ 税額控除と手当給付を組み合わせた制度。算出された税額が控除額より多い場合は税額控除、少ない場合は給付を受ける。

食料・農業問題検討委員会と産直事業委員会の報告に沿って、産直事業や産地交流、農業体験、学習活動、「たべる、たいせつ」などの食育の取り組みを進めます。他の協同組合や行政とも連携しながら、これらの取り組みを進め、地域社会づくりに積極的に参加していきます。

TPPをはじめとした広域経済連携問題について、政府への働きかけや、学習活動、他の協同組合との連携などの取り組みを進めます。

（課題13）消費者市民社会の実現に向けた取り組み

消費者裁判手続特例法による新たな制度を多くの消費者に知らせていく活動や、適格消費者団体への支援を続けます。

若者や高齢者の消費者被害が広がる中で、地方自治体と提携し、消費者行政の強化、諸団体とのネットワークづくりに取り組みます。

消費者教育推進³⁴の取り組みについて、地方自治体や消費者団体などとともに取り組みを広げます。

（アクションプラン4）元氣な組織と健全な経営づくり

（課題14）時代の変化に即した組合員組織づくりと組合員活動の展開

幅広い年代の組合員参加を広げ、世代間の交流を進めていきます。とくに、「子育て世代」の参加を広げ、子育て・教育をめぐる問題に対応した活動を進めます。

ITやソーシャルメディアを活用した参加や活動に取り組みます。

活動を中心に担うリーダー養成プログラムや学習会、経験交流などを広げます。行政の審議会などへの委員の派遣や意見表明を積極的に行います。

（課題15）多様な人々が働き続けられる組織風土づくり

時代の変化に対応した人事制度改革を進めます。職員の教育制度や運営・コミュニケーションのあり方の改善をはかり、生協で働く誰もが協同組合の理念や価値を学び、組合員の期待に応じてやる気をもって仕事ができる組織風土づくりを進めます。

全国的に採用が難しくなる中、事業を支える人材確保に向けて、会員生協の取り組みの交流や共同の取り組みの検討などを進めます。

男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進します。日本生協連では、男女共同参画促進に関する第5期中期的行動課題の策定に取り組みます。

中間的就労（ユニバーサル就労など）について、生協総研での研究結果を踏まえた方針に基づき取り組みを進めます。

（課題16）健全な事業経営の確立

経常剰余率2%を安定的に確保し、ゆるぎのない財務体質をめざします。赤字構造の生協では、早急に構造改革の計画づくりを行い、実行します。

独占禁止法、下請法、消費税転嫁対策特別措置法などの法令順守を徹底します。

マイナンバー法への対応を含め、個人情報に関わるリスク管理、情報セキュリティの強化を進めます。

県連や会員生協において、機関運営やガバナンスに関わる役職員研修や整備を継続的に

³⁴ 2012年に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、「消費者教育を推進する多様な主体の連携を確保しつつ、効果的に行うこと」が定められたほか、消費者教育推進地域協議会の設置等が都道府県・市町村の努力義務とされた。また、2013年には「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、地域における消費者教育の推進体制づくりがいつそう求められている。

取り組みます。

（アクションプラン5）さらなる連帯の推進と活動基盤の整備

（課題17）さらなる連帯の強化と生協間の共同事業の推進

本格的SCMの展開、売り切るマネジメントの実現、CO・OP商品の単品結集力のアップ、開発スピードのアップ、効率化や低コスト化など、CO・OP商品の共同開発のあり方、契約や責任分担のあり方などの政策検討を進めます。NBの調達力向上に向け、会員・事業連合間における共同仕入・調達のあり方を具体化します。

次期（第13次）中期計画づくりの中で2020年に向けた事業連帯のあり方を検討します。

（課題18）広報・渉外活動の強化

生協の広報活動を強化し、ビジビリティ（視認性・認知度）向上に取り組みます。テレビをはじめとしたメディア対応強化やソーシャルメディアの利用、全国レベルで連携しての重点的・計画的な広報を推進します。

県連などにおいても、行政への情報提供や要望活動を進めるとともに、メディアとの関係づくりにチャレンジします。

（課題19）生協法改正

生協、協同組合の社会的役割によりふさわしい法・社会制度について、必要な取り組みを進めます。また、引き続き会員生協の要望に沿い、改正生協法の5年後見直し規定に基づく法改正の実現に向けた取り組みを進めます。

4. 職域生協、学校生協の2015年度の活動方針

(1) 職域生協の重点課題

2015年度は第2次職域生協中期経営政策（2013～2015年度）の最終年に当たります。全国職域生協協議会として各会員生協へ重要課題の取り組みの重要性を提起するとともに、同協議会運営委員会・小委員会での会員生協支援活動の具体的な取り組みを行います。

【課題1】各職域生協での中長期経営計画の策定・実行を呼びかけます

事業経営環境がいつそうきびしくなる中、各会員生協にとって中長期的展望を見据えた上での組織運営・事業経営強化の取り組みがさらに重要になっています。

全国職域生協協議会では、2005年「職域生協中期経営政策小委員会答申」（職域生協の基本指針）、第1次職域生協中期経営政策(2010～2012年度)に続き、2013年度に第2次職域生協中期経営政策(2013～2015年度)を提起しました。2015年度はその最終年にあたり、各職域生協へ中長期経営計画の策定及びその実行を改めて呼びかけます。また、次期中期経営政策策定について、事務局提案を中期経営政策協議の場で行い、協議します。

【課題2】各職域生協での黒字経営達成、安定した財務体質確立を呼びかけます

全国職域生協協議会では現在の職域生協にとって最優先課題である黒字経営の達成と安定した財務体質の確立に向けた取り組みを各会員生協が行う上で指針となるべく、前述の第2次職域生協中期経営政策において具体的な課題・方策を提示しました。第1次職域生協中期経営政策提起に引き続き、経常剰余率1%以上、販売管理費率25%以下、労働分配率50%以下（食堂事業75%以下）の財務指標の実現に向け、徹底したローコストオペレーションと事業伸長に取り組むように呼びかけます。

【課題3】会員生協交流を深め、生協間連帯推進により職域生協全体での取り組み前進を獲得します

全国職域生協協議会は各会員生協の取り組みを引き続き支援していきます。

同協議会運営委員会で職域生協にとっての重要課題とその解決に向けた方策を協議していきます。また従来通り、運営委員会の諮問機関としての4つの小委員会活動（購買事業小委員会・食堂事業小委員会・経営管理小委員会・福祉事業小委員会）を通して、職域生協支援活動を具体化していきます。

上期・期末の事業部門別損益計算書を引き続き集約し、各会員生協の経営概況を把握します。情報が入らない会員生協は訪問も行い、状況把握に努めます。また、退職者組合員に関する課題（組合員管理や対象事業など）についてアンケートを通じて広く情報収集し、第44回全国職域生協研究会（2016年2月）で結果報告します。昨年度に続き、公認会計士による議案書決算関係書類講評、個別会員生協との経営協議、総務経理実務担当者交流会などを通じて議案書作成・会計帳票管理など実務能力向上をめざします。今後とも会員生協への情報は職域生協交流ニュースを通じて提供していきます。

全国の職域生協（61生協）のうち、約半数は役職員30人以下の比較的規模の小さい生協です。会議や研究会などに参加しづらい生協に対しても日本生協連職域部は全国職域生協協議会の事務局として情報収集・提供に努め、孤立した職域生協がないように留意し、職域生協全体で事業経営・組織運営強化の取り組み前進を図るようにします。

(2) 全国学校生協2015年度活動方針

学校生協の組合員の多くが学校教職員であり、学校内における繁忙化や生協としての事業環境の後退により、きびしい状態が続いています。そのような中で、改めて組合員に学校生協の存在意義や事業活動の充実が問われているところです。学校生協としては活動内

容や事業内容を組合員に理解並びに認知していただくための組織活動が重要となります。また、漸減傾向にある供給高に歯止めをかけるために、組合員の利用データの活用はもとより、生協系の活性化、学校生協の活動内容を組合員に理解していただくことがいっそう必要となります。

学協支所と全国学校用品(株)は2015年3月21日から経営統合を行いました。各学校生協は、今まで築き上げてきた全国学校生協としての事業を、今後も全学品学校生協事業部に結集して組織的な力を発揮しなければなりません。一方で、各県内での生協と用品会社の効率化も必要に応じて検討することになります。

活動方針の重点課題

組織課題では、コンプライアンスに則った学校生協の運営と組織の活性化を進めます。

経営課題では、経営数値の改善を進めると共に経営組織に貢献できる人材を育成します。

事業課題では、組合員を基本とした供給事業の再構築により供給事業の減少に歯止めをかけ、事業剰余金での黒字をめざします。

連帯・社会貢献の課題では、全国学校生協の協同と連帯を推進し、関連団体との関係整理と共に被災地域の復興に寄与します。

<参考>第12次(2020年ビジョン第1期)中期計画課題一覧

12次(2020年ビジョン第1期)中計の課題		
(アクションプラン1) ふだんのくらしへの役立ち	1.消費税対応と世代対応	<ul style="list-style-type: none"> 商品原価の低減や仕様変更などの努力を行い、値ごろ価格を維持し利用結集をはかります。 低所得層、若い世代をはじめとした価格重視の購買層などのニーズにも対応します。 多様化するニーズ、生活スタイル、とくに「シニア世代」と「働く女性」への対応を強化します。 シニア世代をはじめとした「健康や美容」、働く女性をはじめとした「簡便性や利便性」へのニーズに対応した商品事業を強化します。
	2.IT活用	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な組合員データベースを構築し、利用者視点から各種事業(宅配、店舗、共済、福祉)の効果的連携による組合員へのアプローチをはかり、組合員満足度を向上させます。 IT活用により、組合員のくらしや多様なライフスタイルに対応できる仕組みづくりをめざします。 宅配事業では、インターネットにおいて、使いやすい仕組みと、商品案内、MD改革の実験など、組合員一人ひとりに対応した働きかけができる基盤をつくり、利用率を引き上げます。
	3.組合員参加とコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 商品開発・利用促進における組合員参加を推進します。 組合員情報・利用情報・お問い合わせ情報を総合的に管理・分析することを通じて、商品の開発や品揃えの改善・利用の促進に活用していきます。 コープ商品のジビリティ(視認性・認知度)を高める仕組みづくりを進め、前面に打ち出すことで、組合員の利用結集をはかり、コープ商品ブランドの確立をめざします。 組合員との間で、食品の安全やリスク、食生活に関する科学的知見を踏まえた学習活動や的確な情報発信など、丁寧なコミュニケーションを進めます。
	4.信頼される商品事業	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証体制の充実・向上と共同化を推進します。 商品の品質保証の視点から、放射能問題についても商品検査などに継続して取り組みます。 食品の安全に関わる諸問題について、科学的知見を踏まえつつ、消費者の立場から社会的発言を行います。 組合員と接する現場の職員からあがってくる「組合員の声」に対応し、商品事業に生かしていく組織風土づくりを進めます。 生産者・取引先・メーカーとの関係強化、商品調達ルートの整備、優良産地の確保をはかり、合理的な商品調達と供給展開のシステムづくりを進めます。 独占禁止法、下請法などの法令遵守を徹底し、公正取引を推進します。 環境の視点や福祉の視点から、事業の見直しを進めます。 環境・福祉を含め、震災復興支援、途上国支援、フェアトレード、フードバンクなど倫理的視点を持った事業活動を進めます。
	5.宅配事業	<ul style="list-style-type: none"> ITの活用や配送・注文の仕組みの改革など、新たな宅配事業モデルに挑戦します。 物流インフラの効果的活用による事業革新を進めます。 仲間づくりと利用定着の着実な推進をはかります。この3年間に、それぞれの生協で目標を持って、宅配登録組合員の地域世帯比率のアップをめざします。 新たなニーズに対応し、配食事業に取り組みます。それぞれの生協で、早期に一定の規模の拡大を図り、黒字化を実現します。 事業革新のMDの研究やメニュー開発、配食インフラや宅配・店舗事業インフラを総合活用した事業モデルの実験に取り組みます。
	6.店舗事業	<ul style="list-style-type: none"> 店舗事業の赤字の克服に向けて、各店舗の到達点をふまえ、個店ごとに必要な対策の検討と執行、リニューアルやS&B、赤字店舗の閉店を計画的に進めます。 品揃え、オペレーションの単純化と標準化、生産性アップ、コスト構造改革をはかりながら、スーパーマーケットチェーンの確立をめざします。 生鮮と惣菜の構成比50%をめざしたMD改革を進めます。 産直商品とコープ商品を軸に、地域の実情に見合った適正規模への転換を計画化します。
	7.共済事業	<ul style="list-style-type: none"> 組合員とのコミュニケーション促進を目的とした、会員生協とコープ共済連との共同事業の基盤強化を基本方針に掲げます。 組合員への丁寧な説明などにより、加入者の満足度を高め、業務品質の向上をはかります。 専門性を備えた人材の配置を含む、共済推進体制を整備します。 組合員参加・組合員の声を生かした業務改善、商品改善プロセスを構築します。
	8.福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業のサービスの質向上と中重度者への対応力を強化します。 宅配事業や配食事業、福祉・介護事業を組み合わせた「生活支援サービス事業」や「高齢者住まい系事業」など新規事業に挑戦します。 日本生協連理事会に小委員会を設置し、「生協福祉事業の長期ビジョン」の検討します。

		12次(2020年ビジョン第1期)中計の課題
アクションプラン② 地域社会づくりへの参加	1. 東日本大震災支援	・東日本大震災支援、とりわけ福島を支援する活動と事業を継続して進めます。
		・被災者支援のための社会的な枠組み、制度の強化・拡充を求めていきます。
		・大規模災害を想定した行動計画を策定し、状況の変化に対応してメンテナンスを行うとともに、定期的な訓練を実施します。
		・災害時における地方行政との物資協定などを結ぶ取り組みを広げます。
	2. インフラを活用した取り組み	・生協事業や活動の連携を通じて、総合力を発揮した取り組みを推進します。
		・配食事業や、お届け便、買い物代行や買物支援の移動販売車などの取り組みを進めます。
		・地域の高齢者や子どもの見守り活動、助け合い活動、子育て支援活動を推進します。
	3. 地域づくりへの参加	・行政が作成する福祉計画や消費者教育推進に関わる計画づくりへ積極的に参画します。
		・地域の行政、NPOなど様々な団体とネットワークを組み、課題解決の取り組みを進めます。
		・地域で男女共同参画の取り組みを広げます。
		・コミュニティビジネスやNPOなどの支援の取り組みを継続します。
	4. 主体的な力を高める取り組み	・「生活相談・貸付事業」に挑戦します。
・消費者の立場から社会的課題解決に向けた力をつけるため、消費者教育の視点から、様々なテーマの学習機会を設け、組合員・消費者への多角的な情報提供を行います。		
アクションプラン③ 世界と日本社会への貢献	1. ポスト IYC	・消費者の立場から社会的課題解決に向けた力をつけるため、消費者教育の視点から、様々なテーマの学習機会を設け、組合員・消費者への多角的な情報提供を行います。
		・地域の取り組みをリードするリーダーを養成します。
		・ポスト IYC の取り組みを展開します。
		・ICA が提起した協同組合の 10 年計画など協同組合に関わる学習を推進します。
	2. 平和、核兵器廃絶、憲法、国際協力活動	・社会的な広報活動を進め、地域社会や学校教育での協同組合の認知度向上をはかります。
		・各地域での協同組合間協同やネットワークづくりを進化し、地域社会づくりや協同組合支援・制度整備に向けた取り組みを進めます。
		・被爆体験や戦争体験を次世代に引き継ぐ活動に取り組みます。
		・NGO など地域の諸団体・個人とネットワークを広げ核兵器廃絶をめざす取り組みを進めます。
		・2015 年 NPT 再検討会議において核兵器廃絶に向けて、平和の世論を広げていきます。
		・地域で憲法の学習活動を広げ、くらしと平和を守る視点から必要な取り組みを進めます。
		・ユニセフなどの諸団体、海外の生協・協同組合、国際機関との連携強化、アジア生協協力基金の活用などをつうじて、国際協力活動を広げます。
	3. 環境、エネルギー	・商品を通じた途上国支援の取り組みを進めます。
		・地域における国際化(外国人の増加)への対応を推進します。
		・2020 年に事業における温室効果ガス 15%削減 をめざした取り組みを推進します。
		・商品事業における環境配慮、事業からの廃棄物の削減・ゼロ化の取り組みを進めます。
		・再生可能エネルギーの利用や発電の取り組みを推進します。
		・原子力発電問題や電力システム改革などへ学習活動と社会的な発言などを行っていきます。
		・再生可能エネルギーの普及に向け、生協での太陽光発電などの積極的な推進とともに、小水力・バイオマス・風力発電の取り組みや他団体との提携も検討します。
	4. 食料・農業問題	・電力システム改革の動向も見ながら、組合員が直接活動に参加できるよう、発電事業を支える仕組みや電力小売りなども研究していきます。
		・家庭の節電のため、消費電力の見える化、太陽光発電促進などの取り組みを進めます。
		・「食料・農業問題と生活協同組合の課題」で整理した 15 課題への取り組みを推進します。
5. TPP、広域経済連携	・農業参入の可能性を含め、多様な形での農業への関わりを検討していきます。	
	・2015 年の政府の食料・農業・農村基本計画に向けて政策準備を進めます。	
	・TPP をはじめとした広域経済連携問題についての学習活動を広げます。	
6. 税制、社会保障	・政府に対し、国民への情報発信の強化を求めます。	
	・交渉を進めるにあたって、食品の安全・安心にかかわる政策、消費者や協同組合にとって必要な制度や運用が後退することがないように求めていきます。	
7. 消費者市民社会	・国内農業の自給力向上をめざした施策を求めていきます。	
	・消費者政策の取り組みや消費者教育の推進などに関する学習活動を広げ、積極的に行政への働きかけや社会的な発言を行い、消費者市民社会の実現に向けた取り組みを進めます。	
		・集団的消費者被害回復のための訴訟制度を早期に実現し、適格消費者団体と協力し、多くの消費者に知らせていく活動と制度の活用を進めます。

		12次(2020年ビジョン1期)中計の課題	
(アクションプラン4) 元気な組織と健全な経営づくり	1.組織づくりと組合員活動	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の変化に即して、組合員活動と組織のあり方を見直していきます。 ・幅広い組合員参加を広げ、地域に開かれた組合員組織づくりを進めます。 ・「子育て世代」の参加を広げます。子育て・教育をめぐる状況も様々な問題に対応した活動も求められています。 ・組合員活動を中心に担うリーダー養成プログラムやセミナーなどを実施します。 ・地域社会で役割発揮できるリーダーを養成し、行政の審議会などへの委員の派遣や意見表明を積極的に行います。 	
	2.組織風土づくりと担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の変化に対応し、人事制度の改革を進めます。 ・職員の教育制度を確立し、不断の改善をはかっていきます。 ・2020年代を担う幹部役職員候補の育成を進めます。 ・生協で働く誰もが協同組合の理念や価値を学び、組合員の期待に応じて仕事ができる組織風土づくりを進めます。 ・男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進します。 ・それぞれの生協で目標を持って、女性役職員の育成をはかります。 ・高齢者雇用、障がい者雇用の取り組みを進め、多様な人々がいきいきと働き続けられる組織風土づくりをめざします。 ・「ユニバーサル就労」の取り組みも研究します。 	
	3.健全な事業経営	<ul style="list-style-type: none"> ・経常剰余率2%を安定的に確保し、ゆるぎのない財務体質をつくります。 ・コスト構造改革を進めます。コスト削減と業務の仕組みの効率化をはかりマネジメントを強化します。 ・消費税増税への事業対応を、暮らしを守る対応とあわせて行い、事業経営への影響を最小限に止める対策を策定・執行します。 ・日本生協連と会員生協も含めた資金管理の強化、資金運用の効率化、資金調達コストの削減を検討します。 	
	4.ガバナンスの整備、コンプライアンス体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定の透明性確保とガバナンスの仕組みを整備します。 ・内部統制の整備を進め、コンプライアンス体制の強化、法務リスクへの対応を強化します。 ・管理会計の基準の整備、事業連や子会社を含めたガバナンス強化をはかります。 ・決算財務報告プロセスに係る内部統制を整備します。 	
	(アクションプラン5) さらになる連帯の推進と活動基盤の整備	1.事業連合の連帯強化、大規模生協のガバナンス強化	<ul style="list-style-type: none"> ・リージョナル事業連合への機能統合を進め、効率化を追求します。 ・地域社会における社会的役割を強化し、社会的発言を強めていきます。 ・大規模化した生協においては、地域に密着した民主的な運営をはかりながら、ガバナンス強化と効率化の同時追求をはかります。
		2.生協法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年4月施行された厚労省令等改正の活用を進めるとともに、改正生協法の5年後見直し規定に基づく法改正などの実現に向け取り組みます。 ・生協の社会的役割によりふさわしい法・社会的制度が実現するよう、必要な研究を行います。
		3.広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・生協の広報活動を強化し、ビジビリティ(視認性・認知度)向上をはかります。 ・テレビをはじめとしたメディア対応強化やソーシャルメディアの利用、全国レベルで連携しての重点的・計画的な広報推進をめざします。
		4.生協間の共同事業	<ul style="list-style-type: none"> ・会員生協・事業連合と日本生協連の共同事業のさらになる推進をはかります。 ・意思ある生協との機能別共同事業を進めます。 ・日本生協連とコープ共済連の連携強化と、共済を含めた保障事業に関する共同した取り組みを研究します。
		5.中央会機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業種類別全国連の情報交換会を軸に、他の全国連との関係強化をはかります。 ・都道府県生協連には、事業種類別生協間の協同・連携、行政や他団体との関係強化など、多面的な役割が期待されます。